

○ 健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬の定時決定及び随時改定の取扱いについて

(昭和三十六年一月二十六日保険発第七号
金生省保険局健康保険課長・厚生年
局) 保険課長から、都道府県民生部
局長並て通達

標記の取扱いについて、昭和三十六年一月二十六日保険第四号保険局長通達（以下「局長通達」という）により指示されたところであるがなお、左記事項に留意のうえ、事務執行に遺憾のないよう取り計られたい。

一 定時決定関係

- (1) 標準報酬の定時決定に際し、報酬月額を保険者において算定するのは、局長通達一に掲げる場合のみとし、これ以外の場合は原則として行なわないものとすること。
- (2) 保険者において算定する報酬月額は、五、六、七月のすべてにつ

いて、局長通達一の(2)又は(3)に該当する場合においては従来の報酬月額（等級）、その他の場合は十月以降において受けるべき報酬月額によること。
(3) 局長通達一に該当する場合においては、当該被保険者の報酬月額算定基礎届の備考欄に、その該当事項を附記せしめること。

二 随時改定関係【改正】
昭和四四年六月一日保険第二号厚生省保険局長・社会保険庁医療保険部長、年金保険部長通知